



## 大空襲 生と死の分かれ目

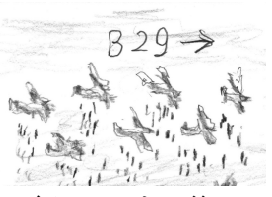
米本滋雄さん（七十九歳）

1665  
昭和20年3月10日、279機のB29が来襲、  
南千住5丁目で被災された米本滋雄  
さんの手記です。

跡取りとして残しておくために、六人兄弟の末っ子だった私だけ縁故疎開で母の実家の流山に行っていました。「どうせ死ぬなら家族と一緒に」と半年ほど戻って来ていました。電球を黒い幕で覆い、いつでも逃げられるように着替えを枕元に置いていました。四月一日から、学童疎開するために布団も用意していました。

三月十日の大空襲で家が焼かれ、父は焼死しました。「男は最後まで命をかけて火を消せ」と言われており、そのため父は家に残りました。父と行動を共にしていたら、今の自分はありません。

ラジオから東部軍情報（軍事緊急放送）が繰り返し繰り返し流され、何が起るか不安でいっぱいでした。いつも流れる空襲警報とは違っていました。



B29の爆音、屋根に物が落ちる音、恐ろしさは言葉になりません。小学二年生の私だけが母に手を引かれ、近くの藤崎君の小さな防空壕に連れて行かれました。

「みんなで火を消して来るから絶対を外に出ちゃだめだよ。いいね。」と母は言い残して、もと来た道を走っていきました。暗い防空壕の中にいたのは自分だけでした。

そのうち、目の前の家が奥の方で急に明るくなって来ました。光は大きな音と共に炎となり、火は前に向かって来ます。障子に火が移り、二メートルしか離れていない防空壕の中にいる私に熱風が襲って来ました。一体、これからどうなるんだろうかと考え、じっとしていました。

その時、母が現れ「何でこんな所にいるんだ。逃げるんだ。」と私の腕をつかんで走りました。近所の人は既に逃げた後のようでした。

母たちはバケツリレーで火を消していましたが、手に負えない。逃げようという事で逃げる途中で、ふと私を防空壕に残して来たことを思い出し走って来たそうです。

我が家も二階の一部が燃え始めたようです。地面を見ると焼夷弾が横たわり油が広がっていく感じでした。そして、油

に火が付き地面が火の海になっていきました。その火を避けながら逃げて行きました。

子どもだからと誰かが、大八車に乗せてくれたのを覚えています。荷物にもたれて後ろを見ると家々が真っ赤な炎をあげてどんどん燃えている様子が見えました。本当に火の勢いは凄かったです。私は火を見て気を失ったようです。田端が安全と言われそちらに向かっていたらしいのです。

その後、日光街道沿いにあるうなぎ屋「丸善さんの隣りのお宅にお世話になりました。三日三晩、私はうなされていたようです。

翌日、まだ周りが熱くて家に近寄れずにいきました。どうにか家族が皆集まった中で、父がいないと。

翌々日、母が焼けた家のトタン屋根を剥がしたりして、家の風呂場で骨になった父を発見しました。

### ◇防空法（官民での防空について定めた法）

1937年に施行され、灯火管制や防空演習への参加協力を義務付ける。41年の改正で都市からの退去禁止や空襲時の応急消火義務が加わった。退去禁止に違反した場合、6月以下の懲役または500円以下の罰金が科された。終戦後の46年に廃止。